

四国中央市西部臨海土地造成地分譲等に係る公募型プロポーザルの実施について

四国中央市西部臨海土地造成地の分譲等に係る優先交渉権者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和8年8月17日

四国中央市長 大西 賢治



1 対象地の概要

- (1) 所在地 四国中央市川之江町4300番1、4300番2及び4301番
- (2) 総面積 約129,250㎡

2 申込資格

本公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 日本国内に本店又は主たる事業所を有し、継続的に製造業等の企業活動を行っている者であること。
- (2) 建物の建設、設備の導入等の経営に必要な資金を有し、事業計画が適切に立てられている者であること。
- (3) 本市の埋立事業の基本方針及び本市の総合計画等に賛同する者であること。
- (4) 公害についての関係法令を遵守し、自らの責任において予防及び防除の措置を十分に講じ、地域の環境保全に資する者であること。
- (5) 所有権移転登記の日から5年以内に工場、倉庫等の建設を完了し、操業を開始することができる者又は貸付契約後速やかに事業を開始することができる者であること。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。
- (6) 地域の災害対策への寄与等、周辺地域に貢献できる者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役員若しくは使用人を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 市税等の滞納がない者であること。
- (10) 四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示第35号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

- (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体及びその役職員又は構成員でないこと。

### 3 手続等

#### (1) 担当部局

四国中央市役所都市整備部港湾課臨海土地造成係

住 所 〒799-0413 四国中央市中曽根町 500 番地消防防災センター 5 階

電 話 番 号 0896-28-6036

電子メールアドレス rinkai@city.shikokuchuo.ehime.jp

#### (2) 本公募に係る質問の受付期間

公告の日から令和8年9月30日（水）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の間の午前8時30分から午後5時15分までに上記(1)の担当部局に持参、郵送又は電子メールの方法により質問書を提出すること。

#### (3) 四国中央市西部臨海土地造成事業埋立地分譲等要領の配布期間、場所及び方法

公告の日から令和9年2月12日（金）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。なお、当該要領に定める様式については、上記(1)の担当部局まで電子メールにより配付を求めること。この場合において、電子メールを送信した旨の電話連絡を併せてすること。

#### (4) 提案書の提出

公告の日から令和9年2月26日（金）まで（休日を除く。）の間の午前8時30分から午後5時15分までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

### 4 選定委員会

四国中央市西部臨海土地造成地分譲等優先交渉権者選定委員会において、優先交渉権者を選定するものとする。

### 5 その他

- (1) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (2) 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (3) 審査は、書類審査又はヒアリング審査とし、提出書類等の内容を評価基準により評価する方法により行うものとする。
- (4) 受付期間終了後の提出書類の変更、差し替え及び再提出は、認めない。ただし、誤字、脱字等の軽微な修正等については、この限りでない。
- (5) その他の詳細については、四国中央市西部臨海土地造成事業埋立地分譲等要領に

よる。